

Vol. 7 No. 46 2013年3月

特定化学物質障害予防規則 が改正されました

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第241号)が公布され、新たに3物質が特定化学物質第2類に加わりました。

- 規制対象物質の有害性と用途例
 規制対象になる物質の有害性と用途例は下記の通りです。

主な有害性・用途例

物質名 (規制含有率)	有害性	用途例
インジウム化合物 (含有1%超)	・発がん性 ・吸入による肺の重篤な障害(死亡例あり)	・薄型ディスプレイ等の透明電極材料 ・化合物半導体
コバルト及びその無機化合物 (含有1%超)	・発がん性 ・皮膚感受性 ・呼吸器感受性 ・吸入による肺の重篤な障害	・磁性材料 ・特殊鋼、超硬工具 ・触媒 ・陶磁器の顔料 ・リチウムイオン2次電池の電極
エチルベンゼン (含有1%超)	・発がん性、生殖毒性 ・中枢神経系への影響 ・気道刺激性	・スチレン単量体の中間原料 ・有機合成 ・溶剤、希釈剤

エチルベンゼンは屋内作業場で行う塗装業務だけが規制対象となっています。エチルベンゼンは含有率が1%以下にあっても、有機溶剤との合計が5%を超えて含有の場合、有機溶剤中毒予防規則が適用になります。



- 作業環境測定

インジウム化合物、コバルト及びその無機化合物、エチルベンゼンを取り扱う指定作業場の作業環境測定を6ヶ月毎実施し、管理濃度による測定結果の評価と記録保存が定められています。

管理濃度、記録保存等

物質名	管理濃度	測定・評価の記録保存	適用法令
インジウム化合物	設定されていない	30年	特化則
コバルト及びその無機化合物	0.02mg/m ³	30年	
エチルベンゼン	20ppm	30年	
	1(混合有機溶剤)	3年	有規則



- 規制内容と適用期日

規制内容に経過措置が設けられているものがあり、適用期日が定められています。

規制内容と適用期日

規制内容	適用年月日
健康診断の実施	平成25年1月1日
作業場に取り扱い上の注意事項等の掲示	平成25年1月1日
作業記録の保存	平成25年1月1日
作業環境測定の実施	平成26年1月1日
局排装置等発生抑制措置の設置	平成26年1月1日
作業主任者の選任	平成27年1月1日

大気環境部 鷹賀 勝彦

業務内容

- ◆ 調査・分析・測定部門(水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント)
- ◆ プラント・工事・メンテナンス部門(排水・用水処理の設計及び施工・各種メンテ)
- ◆ 水処理薬品部門(ホウライ・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他)
- ◆ 環境保全機器部門(滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他)



本社・環境科学センターは環境マネジメントシステム ISO14001:2004の認証取得事業所です。
 環境科学センターは品質マネジメントシステム ISO9001:2000の認証取得事業所です。